

ミレニアム年金改革

——1000万円損となる——

小 川 登

はじめに

日本の社会保障の歴史において、2000年（ミレニアム）は、良い意味においても、悪い意味においても記念すべき年となろう。

良い意味とは、2000年4月に介護保険法が出発したことである。「はじめに社会保険ありき、ではダメだ」という学者もいるが、これほど「寝たきり老人」や「痴呆性老人」が増え、核家族化した現代日本では「家庭内介護」は限界の域をこえ、介護の社会化をはかるより方法はなかった。はじめから完全な制度はない。ドイツについて介護保険が導入されたことの意味は大きい。もちろん、多くの手直しが必要となろう。だが、税方式とちがって、権利性が強い社会保険方式が採用されたことが良かった。

だが、2000年は、公的年金保険の大改悪（後退）の年であった。そのなかで最もひどいのが、年金の60歳支給開始を65歳支給開始へ繰り上げたことである。この5年間は大きい。現在、年金支給開始者の平均年金は月額で約20万円である。そうすると、単純な計算で、 $20\text{万円} \times 12\text{ヶ月} = 240\text{万円}$ 、その5年分は $240\text{万円} \times 5\text{年} = 1200\text{万円}$ となる。

東京大学は、この65歳支給法案が国会を通過するやいなや、これまでの定年60歳をいとも簡単に65歳定年制に変えた。国公立大学の定年制は「学校教育法」によって大学評議会で定める、と書いてある。それを活用したのであ

る。65歳以下の定年制の国公立大学はあとにつづくであろう。

もちろん、ミレニアム年金改革にも改善された面もある。その分析もふくめてミレニアム年金改革の全体像にせまっていきたい。これが本稿の目的である。

I 60歳支給から65歳支給へ

色々な側面があるが、ミレニアム年金改革のなかで一番大きな改悪は支給年齢の繰り上げである。この予兆はすでに1995年改革のなかにあった。国民年金（基礎年金）はともかく、厚生年金の定額部分を2001年4月から、3年毎に、1歳づつ引き上げて支給しないという決定があった。厚生年金のもう一つの構成要素の報酬比例部分相当の老齢厚生年金を65歳支給することが加わり、国民年金もふくめ、「年金は65歳から」¹⁾にしたのである。報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げは、男性で2013（平成25）年度から2025（平成37）年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ65歳へ引き上げていくというものである²⁾。

たしかに第1の問題は1000万円以上も目減りするところにある。昭和36（1961）年4月2日以降に生まれた人が、完全な65歳支給開始になる。あまりにもドラステックな改悪は、政府自民党もできないので、時間をかけることになった、と思われる。

65歳支給開始よりももっと大きな問題がある。60歳から64歳までの5年間、収入が無くなることである。日本では、ようやく55歳定年制が60歳定年制へかわり、それが定着したばかりである。企業が簡単に65歳定年制を認めるとはない。認めていくであろうが、60歳からの再雇用は1年ごとの嘱託制ま

1) 「年金支給開始は65歳から」というのは、先進国では共通していて、日本や後進国が60歳開始であるから、問題はない、という論者もおられよう。

2) 女性は5年遅れ。あと同じ。

たは賃金の大巾なダウンを求めるることは間違いない。65歳年金支給開始と65歳定年制がセットになっていないことが最大の改悪である。「厚生行政」と「労働行政」はバラバラなのである。

現在でも、52歳をピークに賃金は下がっているのが現状である。企業が60歳の賃金を65歳まで保障することは絶対にありえないであろう。労働組合が苦労するところである。アメリカのように70歳までの「年齢差別禁止法」³⁾があれば、話はまた別である。今や崩壊しつつある春闘ではあるが、個別企業ごとの65歳定年制実現への苦しい闘争がはじまるだろう。企業は長い間かけて、65歳定年制を形式的には認めるであろう。しかし、賃金、待遇面での大巾ダウンとセットしてくるであろうことを前もって考えておかねばならない。

報酬比例部分の定額部分は、1946（昭和21）年4月2日以降生まれで1625円である。これが、2001年4月から61歳支給に繰り上げられる。5年前に外堀はうずめられていたのである。もっと切実なのは、労働組合が無い会社、あってもいいかけんな組合の会社では、65歳定年制をかちとておかねば、無年金の人達が出てくることがある。

「65歳定年制をまず獲得して、あとで待遇面等の改善をかちとる」戦術が要求されよう。60歳から64歳までの「在職老齢年金（特別支給年金）」が無くなるのだから、そう対応するしかないわけだ。

では、定額とか報酬比例という式をつぎに示しておこう。

老齢厚生年金の年金額

定額部分：1625円×(1.875～1.0)×被保険者期間の月数

×1.03（スライド率）

報酬比例部分： $\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \left(\frac{10}{1000} - \frac{7.5}{1000} \right) \times \frac{\text{被保険者}}{\text{期間月数}}$
×1.031（スライド制）

3) 野党は「年齢差別禁止法（40歳から70歳までの）」を国会へ提出すべきである。

定額部分から説明しよう。1625円が単価で、1926年4月1日以前生まれには、これに1.875円を掛ける。1946（昭和21）年4月2日以降生まれは1.0倍を掛ける。遞減式がとられている。

報酬比例部分の乗数は1000分の10から、しだいに遞減され、1946（昭和21）年4月2日以降生まれは、乗数が1000分の7.5であった。

昔は、年金の計算もやさしかった。公務員（共済組合）では、退職1年前の平均月給が基礎となり、20年間勤務で40%，30年間勤務で55%，40年勤務で70%の年金だった。勤続が1年ふえるごとに1.5%上っていたのである。

これが働いた生涯の平均賃金を基礎として計算した民間会社の年金との「官民格差」を生んでいた。それは「いけない」ということで、公務員も民間会社並みになったのである。その結果、年金が分らなくなってしまった。「平均標準報酬月額」がとくに分らなくなってしまった。だから、自分で自分の年金を計算できる人をなくしたのである。「分りにくい年金」は「年金への不安」を加重させている。

国民年金（基礎年金）は今回変更されなかった。65歳から年額804,200円（月額67,017円）である。国民年金の発足は1961（昭和36）年なので、2000年にはじめて完全満額年金に成熟した。

II 老齢厚生年金の5%減額

2000年4月から厚生年金をもらう人たちから、報酬比例部分の額の算定に用いる給付乗率を1000分の7.5を1000分の7.125として給付水準を5%減額してしまった。この場合、経過措置により現在の年金額を物価スライドとして額は保障することになった。

ただ分らないのは、1000分の7.5を1000の7.125としたとはどの本にも書いてあるのであるが、給付乗数の上限の10/1000が1000の9.5にされたのかどうかが分らない。1000の10が適用されるのが、1926（大正15年）4月2日～1927

(昭和2年4月1日)なので、経過措置でそのまますえおかれている、と見たほうが良さそうにみえる。

そうすると、1946(昭和21)年4月2日以後生まれだけの給付乗数が、7.5から7.125に下がっただけとなる。だが、そうでもないようだ。即年金受給者の既得権は守られたが、2000年4月から年金をもらいだす人は5%下がった支給となっているとみたほうが良い。官庁の文書(例えば『厚生白書』)では、この点分らない。

ただ分ることは、1935(昭和10)年4月2日以降生まれの人達は、無条件に5%カットとなることは分る。私の勤める桃山学院大学の大学教員の定年は70歳だが、2000年4月、昭和4(1929)年生まれの退職者からは5%カットになっているであろう。給付乗数が9.58から9.08にされているということである。

政府自民党は、これでもって年金給付を5%ダウンさせたことになる。そこにあるのは年金財政問題だけである。

今、日本では5年に1回、年金の再評価・改訂をおこなっているのであるが、①保険料の引き上げか②給付水準の引き下げか、だけのくりかえしになってしまふであろう。そして、若い世代ほど公的年金に頼ることが無くなる。「年金不安」=「老後不安」となつて、個人消費を低迷させることになるのである。なぜ、日本のサラリーマンは消費控えをしているか政府自民党は分つていないのである。

『朝日新聞』の切り抜きが明白に書いている。「厚生年金」(報酬比例部分)を2000年4月から受け始める人の受給額が現行のままの場合より5%減ると。

どの本にも書いてないが、10/1000～7.5/1000全部を改訂し、即年金受給者の既得権は守る方式を採用したのである。

終戦直後は別にして、日本の年金の歴史において給付絶対額がダウンしたのは、2000年がはじめてである。

官僚からみれば、 $7.5/1000$ を $7.125/1000$ に書きかえただけなのだ。

65歳年金開始は、まだ少し先のことであるが、この5%カットと定額部分支給の61歳化はさしまった危機である。

III 賃金スライド制廃止、物価スライド制のみ

2000年4月から、国民年金（基礎年金）と厚生年金の受給額に、現在働いている世代の賃金上昇率を反映させず、物価スライド制だけにしてしまった。

物価スライド制は、1973年、田中角栄によって導入された画期的なことがらであった。ここ2、3年のように物価が下落すると、国会は3月31日、年金額を下げず、現在額の通りとする「特例法」を出してきた。だから、ここ2、3年の年金額は不変となっているのである。

しかし、5年度ごとにその間の賃金上昇率を、1995年までは、反映させる報酬比例部分の改訂をおこなってきた。現役世代の賃金の60%を保障しようとする意図から、それがなされてきたのである。

この点もすでに5年前に変化のきざしがあった。再評価に反映する賃金を、名目賃金上昇率から「税、社会保険をさしひいた可処分所得の上昇率」にされてしまっていたのである。

今後は、成熟社会では右肩上がりの賃上げは望めないものの、これまで、働く世代の賃金の上昇に合せて、5年ごとに、一生涯の賃金（例えば初任給1万円、退職時50万円）を再評価することによって、報酬比例年金水準は上昇してきたのである。

高度成長の時の高賃上げが、年金にはねかえったのである。

ミレニアム改革では、この賃上げスライド制度を廃止するが、20%乖離すればその時は見直しすることに後退してしまった。これでは、年金は働いていた時の月給の60%を保障するという一つの原則が消えてしまったことになる。

物価スライド制だけならば、現価が継持されるだけのことである。

IV 65歳以上70歳未満の働く人にも保障料をかける

65歳定年制の実現、65歳現役社会と言いながら、今度のミレニアム年金改革においては、働いて収入のある65歳以上70歳未満の労働者から年金保険料を支払わせる制度がつくられた。2002（平成14）年度から実施される。

政府自民党はなりふりかまわずである。そもそも生産（適齢）人口とは15～65歳未満でなかったのか。

65歳以上70歳未満で働く人口はそれほど多くはないであろう。しかし、ここには高所得者もいることは事実である。「65歳未満までは働いて65歳からは退職金と完全年金で暮す」ということが常識なのに、それすら破られたのである。

現在的には17.35%の年金保険料を納めよ、ということになる。その上に、いま適用されている65歳～70歳の「在職老齢年金」制度がとり入れられる。月給が35万円以上だと、年金がカットされる。65歳～70歳の年金カット率は、『私学共済』によれば、次のようになっている。私は65歳を越しても20%の年金しかもらえない。

あとで述べる「標準報酬月額等級」の30等級は62万円なのに、このパンフ

カット率

標準給与の等級（月額）	停止率	標準給与の等級（月額）	停止率
25級（440,000円）	8%	30級（590,000円）	48%
26級（470,000円）	16%	31級（620,000円）	56%
27級（500,000円）	24%	32級（650,000円）	64%
28級（530,000円）	32%	33級（680,000円）	72%
29級（560,000円）	40%	34級（710,000円）	80%

（出所） 日本私立学校振興・共済事業団『65歳になられる皆さんへ』から

レットでは旧いままの59万円になっている。

「60歳定年、60歳～64歳在職老齢年金+賃金、65歳完全年金生活者」という日本人のライフスタイルまで、変えるのがミレニアム年金改革である。65歳年金完全支給を破ったのである。高所得者は一部なので、65歳以上で働いている人達の就業行動はどうなるのであろうか？

それに、日本の男性の平均寿命は77歳である。完全年金はたった7年間しかもらえないのである。「老後の生活のためには公的年金」という時代に、ミレニアム年金改革は終止符をうつたのである。

日本の年金は修正積立方式である。若い時から日々と年金保険料を払って、60歳から公的年金をもらうという国民的合意はどこへ行ったのであろう。政府自民党不信が高いのも当然であろう。65歳年金支給開始が先進国共通のようだが、65歳以上から年金保険料をとったり、完全年金ではなく、最高80%までカットする国があるのだろうか⁴⁾。

農業にしろ、都市自営業にしろ、入っている年金は、国民年金（その上乗せの国民年金基金がある）の加入上限が60歳だから彼らは関係がない。自民党政権は自営業を優遇している。投票してくれないサラリーマンは、しぼるだけしぼりとれである。都市党が弱いから、こんなことになってしまう。

V 年収主義から年収主義へ

日本は世界で「最高の出来高払い給」である。「労働組合の闘いの歴史は出来高払い賃金との闘いの歴史であった」という名言すらある。毎年の春闘（ベースアップ）の定期昇給すら上司の査定が60%も占める。年2回のボーナスはおしてしかるべきである。50歳位で年200万円のボーナスの差があるのは日常風景である。

4) アメリカが、2027年から年金開始を67歳にしようとしている。年齢差別禁止法があるから良い。

日本のサラリーマンは、月々の月給でかつかつ暮し、年2回（公務員は年3回）のボーナスで、ホーツするというライフスタイルをきずいてきた。子供（2人）の教育費1人当たり2500万円×2人=5000万円、住宅5000万円、合わせて1億円は、ボーナスがあったから可能となっている。大学卒の生涯賃金は今およそ3億円である。

一部の社会保障学者は、「夫婦共働き40年で年金は月収の109%になる。過剰給付だ」と主張している。だが年金にはボーナスがないではないか。収入を月収だけでみる悪い癖がある。

私は、「日本の勤労者は月給だけで生活しているのではない。年2回のボーナスを含めた年収で生活しているのだ」と常に主張してきた。年金6カ月分にもなるボーナスなのである（ホワイトカラー）。

だから、私は、「年金保険料や健康保険料も、雇用保険のように年収対象にするべきだ」と言ってきた。巨大企業の労使は社会保険料のかからないボーナスの増額に力点をおいてきた。外国にボーナスは無くはないが、クリスマスの時、七面鳥1羽を買う程度のものである（イタリア北部は日本の真似をしているようだが）。

厚生省も、とうとう、2003（平成15）年度から、月収に占める年金保険料を17.35%から、13.58%に引き下げ、ボーナスに占める保険料の割合を1%から13.58%に引き上げる（負担は原則として労使折半）ことになった。

日本のサラリーマンが、年々、上っていく社会保険料のために、月々の生活が苦しくなってきたのである。厚生省は「年間の年金保険料の上限は20%である」という主張者である。

新改訂においても年間の年金保険料額はほぼ等しい。厚生省はボーナスを年収の30%と見ている。景気対策のため保険料率をすえおいたので、つぎのような計算となる。ただ、1回のボーナスの上限を150万円にしたのは、納得がいかない。日本では高所得者ほどボーナスの年収に占める比率が高いからである。

保険料の比較（例）

1カ月当たりの給与50万円、
年間ボーナス200万の例。

現行の保険料負担額（年間）

一般保険料 $50\text{万円} \times 17.35\% \times 12\text{月} = 1,041,000\text{円}$

特別保険料 $200\text{万円} (\text{年間}) \times 1\% = 20,000\text{円}$

合 計 $1,061,000\text{円}$ (うち本人負担分530,500円)

新しい総報酬制による保険負担額（年間）

一般保険料 $50\text{万円} \times 13.58\% \times 12\text{月} = 814,800\text{円}$

賞与保険料 $200\text{万円} (\text{年間}) \times 13.58\% = 271,600\text{円}$

(1回の賞与150万円限度)

合 計 $1,086,400\text{円}$ (うち本人負担分543,200円)

上にみたように、月収主義をとろうが年収主義をとろうが、保険料合計はほぼ等しい。というよりも、17.35%という現行保険料をすえおくという政府自民党のラインで、こうなっただけである。年間保険料率は13.58%に自動的になる。

2003年からは13.58%の保険料だが、これは将来引き上げるという伏線がある。この点については後でのべる。

ボーナスからも保険料を取られるのだから年金額も増えるのだろう、というのははやとちりもある。そういうことは無い。年間保険料額がほぼ等しいのだから、年間の年金支給額もほぼ変わらない。次に示そう。

現行の年金計算額（2000年）

$$\begin{aligned} \text{平均標準報酬月額 (40万円)} &\times \frac{7.125}{1000} \times 456\text{月} \times \text{物価スライド率1.0} \\ &= 1,299,600\text{円} \end{aligned}$$

総報酬制による年金計算額（2009年）

[平均標準報酬額 (標準報酬月額累計+標準賞与額の累計)]

÷2004年以後の被保険者期間】(52万円)

$$\times \frac{5.481}{1000} \times 456\text{月} \times \text{物価スライド}1.0 = 1,299,700\text{円}$$

ミレニアム年金改革の中で、保険料を月収から年収（総報酬）制へ転換したことは、日本の賃金と生活のスタイルに適用させた点において評価できるものである。夫婦共働きの年金（月額）が「過剰給付」だという見当違いの批判も、これで無くなる。雇用保険、年金保険について健康保険制度にも「総報酬」制が導入されることも望むものである。

先の総報酬制による年金支給額の例で出てくる $5.481/1000$ は、給付乗数が $7.125/1000$ が1年間ならしで引き下げられたものである。

厚生省の「年金官僚」が「年金数理」からひねりだしたものである。ともあれ、ボーナスの多寡による被保険者の負担の不公平を是正させる点で良い。そうなると、保険料総額や給付総額に総報酬制の導入すると保険料率と給付乗数を引きさげるしかないことになる。給付水準一定だからである。

VI 標準報酬の上下限の引上げ

2000年10月から実施。年金保険料を決める標準報酬等級を、それ以前の92,000円（1等級）から59万円までの30等級から、1等級を98,000円とし、等級ごとに引上げて、30等級が62万円とされた。保険料を掛ける月給が605,000円以上になっても、これで保険料額は頭打ちである。

たった3万円の引き上げでは、年金財政の解決にはほど遠い。なぜ最高等級が62万円におさえられているか、私には分らない。すでに、健康保険の保険料は、最高等級（40等級）が98万までになっている。私は、厚生年金保険の最高等級を40等級まで伸ばし、標準報酬月額を、健康保険並みの98万円にするべきだと考える。

厚生省は、そうすると、年金支給額が高額になってしまってはいけない、と

言うだろう。だが、なにも、年金保険の標準報酬月額を62万円で頭打ちする必要はないのである。月給が605,000円以上の人達の年金保険料額が頭打ちである必要はない。ボーナス1回150万円を上限としたように、数は少ないかも知れないが、62万円以上の月給の人もいるのである。

モーリス・ドップは「いったん獲得した生活水準を落すということはきわめてむつかしい」と言っているが、現役時代、高月給であった人がなにも年金生活者になったとたん、相対的に低い生活を強いられることもない。等級を健康保険のように40等級（98万円）までもしても、高級取りは反対しない。受けとる年金が増加するだけだからである。

それに、社会保険システムに所得の再分配機能（とくに垂直的所得再分配）機能を強く求めるのは非現実的であるが、社会保障の所得再分配機能はできるかぎり、活用されてしかるべきである。健康保険ではそれがすでに事実となっている。

さて、資本主義の原理は自助（self help）であるが、その原理だけではやっていけないリスク（生活困難）が生涯は必ずおこる。そこで共助（集団的自助）が登場する。失業（雇用）保険ならば「働いて収入のある人が失業して収入が無くなった人を助ける」、健康保険ならば「元気で働いて収入のある人が病気で働けなくなつて収入が無くなった人を助ける」等の共助である⁵⁾。

年金保険においては「若くて働いて収入のある人が、老後になって働けなくなり無収入になった人を助ける」という点に出発点をもった。だから、毎年の年金給付額をその年の保険料収入でまかなっていく賦課方式（pay-as-you-go-financing）が原理的には正しいのである。先進国では、2～3年間の積立金をもっているが、この賦課方式をとっているところがいまだ多い。ところで、日本においては、あまりにも少子高齢化のスピードが世界一、とびぬけて早いので、「自分の老後の生活のために若い時から高い年金保険料を

5) だから、健康保健の本質は、病気4日目から無収入になる人への手当金にある。

払いこんでいく」積立方式 (funded financing) に近い修正積立方式を採用したわけである。これを、厚生省は「段階保険料方式」を呼んでいるが、日本では今、年金制度は「集団的自助」ではなく、自分の老後の生活のために年金保険料を若い時から払こんでいくという「私的（個人的）保険」に近い性格になっていると言っても過言ではない。

だから、年金保険の標準報酬月額を健康保険並みにして、いっこうにかまわないのである。「年金給付は月給の60%程度」主義はするべきなのである。

日本人は、社会保険というものを私的保険視する風土をもっている。「社会保険＝共助」の国家的強制、「生活保護＝公助」とは考えたりたがらないのである。だから、若い人が「私は少しも病気もせず、病院へも行っていないのに、毎月、高い健康保険料を取られている」と言うのである。

VII 国民年金保険料の半額免除制度の導入

国民年金（基礎年金）の空洞化が叫ばれてから久しい。自営業、企業規模5人未満で働く人たち、学生等の国民年金の強制的対象者のうち、約3割が現行月13,300円の国民年金保険料を納入していないのが現状である。

そこで、厚生省は、2002年4月から、国民年金の第1号被保険者であっても、低所得の者については、申請⁶⁾にもとづき、保険料の半額を免除する制度、いわゆる半額免除制度を導入することになった。ただ、国民年金（65歳から支給される老齢基礎年金）の額の算定に当たっては、保険料半額免除期間は、保険料納付済期間の3分の2と評価することとした。

国民年金の保険料未納の原因が、全額納入か全額免除の二者選択しかないところから起るのでないかということで、この半額免除制度が導入されざるをえなかったという制度的盲点があった。

6) 社会保険の多くは申請主義をとっている。

現在の免除制度は、法定免除（生活保護者等）、申請免除に分かれているが、その申請免除の基準が年間所得 158 万円としつく、また、世帯で所得税を納めている場合や、多額の生命保険料を払っている場合には認められなかった。

そこで登場したのが半額免除制度である。一応の年間所得が 300 万円以下（年間収入 440 万円程度以下）の場合に、この半額免除の申請ができるようになった。なお、半額免除の場合も全額免除と同じく、10 年以内に追納して不足分を埋めるようにしたのである。一步前進であろう。

VIII 学生の国民年金保険料の追納制度の新設

1991 年、20 歳以上の大学生も国民年金被保険者第 1 号として、自営業者等と同じく、国民年金保険料を強制的に納入させる制度が発足した。

その制度発足にあたって厚生省は、①20 歳から国民年金に入り、60 歳まで払いこまなければ、満期の 40 年年金にならないこと、②大学生の事故が結構多くて、国民年金へ入っていないと障害年金がもらえない、等を理由づけた。申請免除制度もつくられたが、世帯全体の年収が高すぎて、苦しい母子家庭等へしか適用されなかった。

だが、なぜこの大学生強制加入制度がたった 10 年間で崩壊したのか。携帯電話代はアルバイトしてでも払うが、学生自身が、現在、月 13,300 円の国民年金保険料をはらうということにはならなかった。全大学生と言っては言いすぎだが、両親が払いこんでいたのである。

こういう実態は、もう社会保険、なかんずく年金保険の原理・原則に本質的に反している。そもそも、年金保険は「若くて働いて収入のある人々が、老後となり働けなくなり無収入になった人々を助ける」という世代間扶養原理を原理としている。本来は働いてなく無収入の学生から、月々 13,300 円も市町村区役所へ納入させるのがオカシイという点は無視する。現在の親（とくに母親）は子供に甘い。高い学費等を親がもつのは、その親が子供に「大

学へ行け！」と言ったのだから、これは当たり前だろう。非常に高い子供の教育費を親がもつのは当然だろうが、子供の老後のお金（年金）まで親が負担するのは、年金保険の本質的な原理である賦課方式に全く反している。

このようにして学生強制加入は崩壊した。厚生省が考えついたのが、保険料の追納制度である。学生が就職し、社会人になってから、保険料を納付できるシステムをつくったのである。

2000年4月からは、学生本人だけの所得でもって免除の可否が決定され、本人の所得が年間68万円（給与納入にして133万円）以下の学生については、本人の申請があった場合には、国民年金保険料の納付を要しないものとし、申請時から10年間で保険料を追納できるようになった。至極当然であろう。そして、大学生時代の障害事故にたいしては、障害基礎年金が満額保障されるようになった。大きな改善点である。

なお、保険料を追納しない場合には、当該期間は老齢基礎年金（国民年金）の給付には反映されず、年金受給の資格期間に導入されるだけである（これをいわゆる「カラ期間」という）。

これでもって、大学生をもつ親の負担（不満）は解消されたことになるであろう。ただ、大学生と親たちが、あまりにも複雑になった年金のことについて分らず、追納制度の申請をしないで忘れていることがおこる。そういう場合、新制度はなんの意味ももたないことになる。社会保険の多くは、本人の申請主義であって、自動的に保障してくれるわけではないことを、強調しておきたい。

IX 育児休業期間の厚生年金保険料の事業主負担の免除

1992年に育児休業法が成立した。これは画期的なことである。はじめは所得保障はなかったが、1995年に雇用保険法の改正による育児休業給付金が25%支給されるようになり、それとともに、社会保険の本人負担分支払いの義

務も免除されるようになっていた⁷⁾。

そこで、今度は、2000年4月から、育児休業期間中の厚生年金保険料について、事業主（会社側）負担分を免除することにまで発展した。

これは、被保険者本人（労働者）が免除されているのに、事業主（会社側）は負担しつづける根拠を失ったことにあるといえよう。それと、政府自民党は、事業主の入件費負担を少しでも軽くしようとした政策背景がもつが、良しとせねばならないであろう。

また、育児休業を取る人の気兼ねも減少しよう。この10年間で、有給の1年間の育児休業をとれるようになったということは、歴史の進歩というべきであろう。私個人としては、有給ではなく、無給でも原理的には良いと考えている。

X 国民年金保険料の国庫負担を 3分の1から2分の1にすることについて

ミレニアム年金改革において、一つの大きな争点となったのが、国民年金（老齢基礎年金）保険率の国庫負担率の問題である。

この問題については、いわゆる左翼は全額税金方式を主張し、いわゆる右翼が社会保険方式を主張する、という喜劇的な図式が存在している。私は、生活保護（公的扶助）をのぞいて、社会保障は社会保険方式であるべきである、と年来考えてきた。それは今も変わらない。

税方式は、まず権利性が弱い。時の政権によって左右される。税金は圧力団体の強い所へ流れる。とくに日本には目的税がきわめて少なく、ほぼ一般税である。税金の使い道が有力な政治家と大蔵省（財務省）のエリート官僚の操作にまかされやすい。

7) 私は、私個人の体験から、保育園でのゼロ歳時集団保育には反対である。私の子供が養育期には、この育児休業法がなかった。だから、妻は1年間、休職をとった。桃山学院大学では男性教員もとった。所得保障は50%である。

1883年、ビスマルクによってはじめられた社会保険は、保険料拠出によつて権利性が強く、至極当然のこととして反対給付を自動的に請求できる。Means Test（資産調査）が無い。

ミレニアム年金改革において、公明党、自由党の与党、そして野党はすべて、国民年金保険料の国庫負担割合を、現行の3分の1から2分の1にせよと主張した。野党にいたっては、全額を税金でまかなえ、とまで言っている。私はこれを悲劇だと思っている。

政府・自民党は折れて、基礎年金については、給付水準および財政方式を含めて、そのあり方を幅広く検討し、当面、2004（平成16）年までの間に、安定した財政を確保し、国庫負担の割合3分の1を2分の1へ引き上げを図るものとする、折中案を出して宙吊にしてしまった。

本来は「右」の小沢自由党は、なぜか財源として消費税を福祉目的税にせよ、と主張した。どこかがおかしい。

そもそも、税金とは、①所得税（法人、個人を問わない）、②資産税、③消費税の三種類しかない。日本では、所得税にかたよりすぎ、資産税は不当に安く、消費税はきわめて低い⁸⁾。税の公平さのためにも、②の資産税と③の消費税の比率を高めていくしかないのが、現代の日本の将来である。

私は、使途が限定されている目的税の増税には賛成である。日本の国民、とくにサラリーマンは、増税に反対である。何に使われるか分らないのが、そうなる大きな一つの原因である。政治不信である。

しかし、自民党は前の消費税創出、値上げでいたいめにあつてはいる。再度それはイヤだという気持ちであろう。

この問題は、幅広い検討をしても、消費税を上げて、国庫負担の割合を2分の1にすることで結着がはかられよう。その時、問題は、消費税を福祉目的税としなければならないことである。

8) スウェーデンの消費税は25%である。

日本では、何に使われるか分らない（と言っても公共土木事業にまわされることが多いのだが）一般税が多すぎる。逆に目的税が少なすぎる。この税構造を改革しなければならない。

国と地方自治体の借金が650兆円にもなり、1年間の国内総生産(DNP)をはるかに上廻っている。いずれ近いうちに、財政構造の改革ということで増税は必至である。

日本国民も「高福祉・高負担」路線を選択するべき時が近づいている。結論をのべよう。国庫負担の割合を3分の1から2分の1へ引きあげることには反対である。社会保険は、集団的自助のシステムなのである。国家扶助＝公的扶助＝公助は、もっと日本の最低辺にいる人々に向けられるべきである。ナショナル・ミニマムの確立である。

すでに介護保険料において2分の1の公的拠出が決っているので、自民党も2分の1案に、最後はのまざるをえない、と思われる。政治とはそういうものなのだろうか？

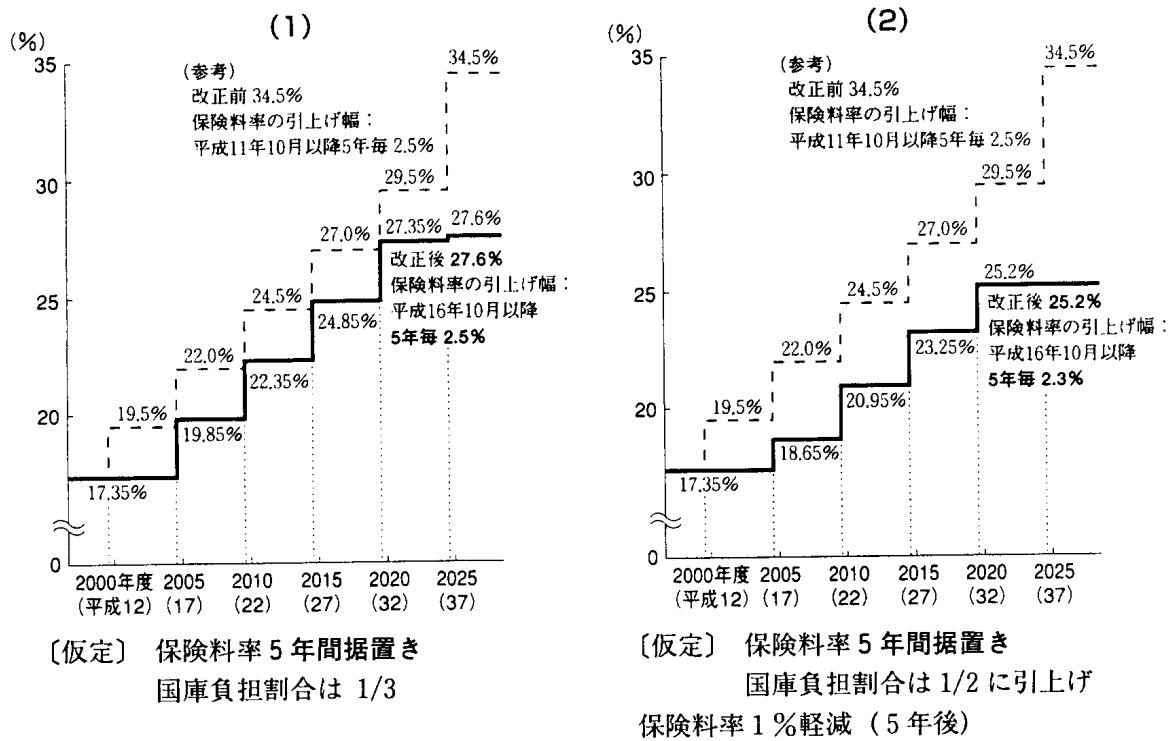
XI 保険料の据置について

1980年代に入るや、5年毎に再計算され制度改革がおこなわれる日本の年金制度において、5年毎に①給付水準の引き上げ、②保険料率の引き上げのくりかえしがおこなわれるようになった。「福祉の後退」と言われるものである。

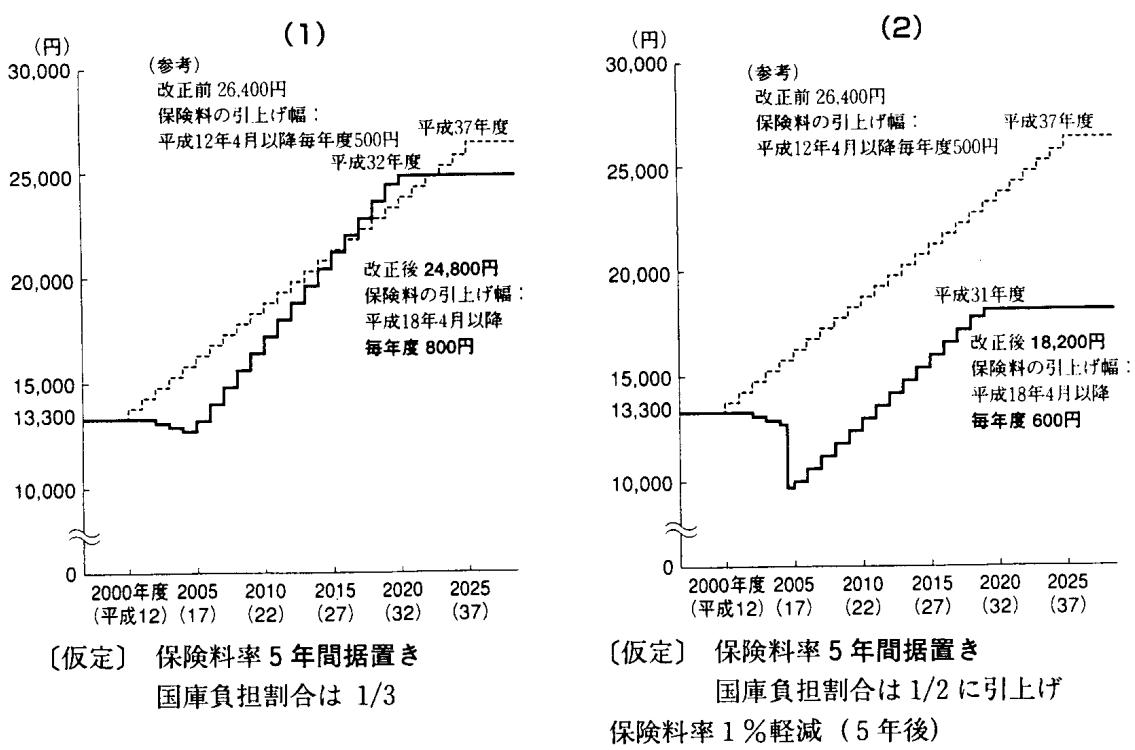
ミレニアム年金改革においては、標準報酬月額の小巾な引き上げ以外、保険料率は据え置かれた。珍しい事である。

5年前、すでに国民年金保険料と厚生年金保険料の引き上げ案が、厚生省からは示されていた。「保険料率を引き上げると、国民の可処分所得が減り、個人消費の足をひっぱる」という政治家（この場合、自民党）が、強引に景気回復のためには個人消費を伸ばさねばならない、との主張をし、厚生省官

厚生年金の保険料率の将来見通し



国民年金の保険料の将来見通し



僚をおしきってしまった結果である。政治である。いつ変わるかも分らない。

すでに厚生省は、「年金財政の将来的見通し」(『平成12年版・厚生白書』458頁)として、保険料率の引き上げ案を発表している。そこでは、保険料を5年間は据置くことを前提にされている。そして、国庫負担割合2分の1の場合の図も明示されている。急ピッチな少子高齢化が必然ならば、年金保険料値上げが、当面は政治的意図によって遅れさせられているが、上昇していくことは避けられない宿命である。

厚生省官僚、なかんずく年金通の官僚は、自民党政治家の景気回復万能という圧力におされて、この図案ですら、国民年金も厚生年金の保険料も5年間、据え置きとしたのである。

といっても、据え置いておいては年金財政の収支は合わなくなる。だから、5年後の2005年の再計算期には、必ず、保険料の引き上げが出てくる。今から検討しておかねばならない課題である。

厚生省は、すでに、2005年から5年毎2.3%~2.5%の厚生年金保険料の値上げ、国民年金保険料では毎年、500円~700円の値上げ案を示しているのである。2005年改革といっても、それまで厚生労働省官僚（年金局）は、黙つてすごすわけではないであろう。部分的であれ「給付水準引き下げ、保険料値上げ」以外の制度面をいじくってくるにちがいない。

政府・自民党も、ただ景気回復一本槍から、いずれ近いうちに、景気回復策と財政構造改革という二本建へと転換せざるをえない。それほど日本の財政は大ピンチになっているのである。

ミレニアム年金改革においては「保険料は据え置かれた」と喜ぶ人もいるが、それは甘いとしかいいようがない。DNP（国内総生産）の6割も個人消費が占めるまでに成熟した日本経済において、リストラ不安や老後不安があっては個人消費は、少々のことがあっても伸びることはないであろう。労働者は、この2年間、ボーナスのカットにより、年10万円の減収となっているのである。公務員のボーナスも、5.25ヶ月から年間4.75ヶ月へと減らされて

いるのである。

総じて、所得のなかでの消費性向が落ちているのである。だから、政府が少々の消費刺激政策を実施しても、いっこうに個人消費は冷えこんだままなのである。ミレニアム年金改革は「老後の不安」を一層、増大させてしまった。保険料率を据え置いてもそうである。

XII そのほか

ミレニアム年金改革の全体像を、だいたい、みてきたが、残されている問題にふれよう。

(1) その第1は、「女性と年金」問題、つまり、国民年金の第3号被保険者である「専業主婦」の無拠出・有給付というタダどりの問題である。「専業主婦は無収入であり、保険料を払えない」ということが根拠にあるらしい。しかし、専業主婦率は世帯主（男）＝夫の収入が多くなればなるほど低下しているのであるから、月13,300円の保険料が払えないということはない。ひとまず夫が払えば良い。

1991年以前、専業主婦の7割は国民年金保険料を払い込んでいた。夫の収入から。専業主婦は、保険料をいっさい払わないで、65歳から20年間も、80万4,200円（月額6万7,17円。1999年度価格）をタダ取りするのである。それだけではない。月額6万7,017円の年金の財源は、年金各制度加入者から集めているのである。なぜ「他人の妻の年金の世話をみなければならないのか」。年金制度から専業主婦の年金源資を拠出させないで、直接に夫から月13,300円を天引きすればいいではないか。だが、これでは「女性の年金権」、「女性の経済的自立」が達成されない。「義務がなくて権利だけある」矛盾は、早急に解決せねばならない。

(2) 大企業に適用されている手厚い3階建の厚生年金基金制度も、予定運用利回率5.5%が大巾にダウンし、その財政がほころびだした。

そこで、①免除保険料率の凍結、②規制緩和（運営方法として債券にかぎられていたのを、投資信託や株による運用も認める）、③自社株を掛金として拠出することを認めるようにした。

（3）年金積立金の自主運用。1998年度において年金積立金（厚生年金のみ）は140兆円を上回っている。これまで、そのすべてを大蔵省の資金運用部にさしだされ、財政投融資に使われてきた。

この制度を、厚生労働大臣の自主運用にする仕組みに改めた。この移行は、2001年4月となる。大蔵省（財務省）官僚よりも厚生労働省官僚の方が、年金積立金の運用が上手だという保障はどこにもないが、年金制度の自立化という視点からみれば、大きな前進といえよう。

（4）年金福祉事業団の解散。年金資金運用基金となる。

（5）401K（確定拠出年金制度）の創設の必要性が強調されている。だが、模範となるアメリカにおいては退職金制度がなく、この401Kで代用されているのである。現在の日本は「確定給付年金制度」（どれだけ年金をもらえるかを決める）である。アメリカ資本主義は年金資本主義（Pension Capitalism）といわれるほど、株式市場においても、年金資金の運用が重要な位置を占めている。

いま、日本では1,400兆円の個人金融資産があるが、いくら低金利でも、安全確実な銀行、郵便局等の定期預金へ、それはまわっている。

ハイリクス・ハイリターン型を好むアメリカ人とちがって、日本は危険回避型であって、401Kを導入しても、元本保証付き投資信託にしかまわらないであろう。日本では、個人が年金拠出金を自分で自主的に運用する能力を奪われてきていている。

XIII 子供教育費と老人福祉費の相殺という視点

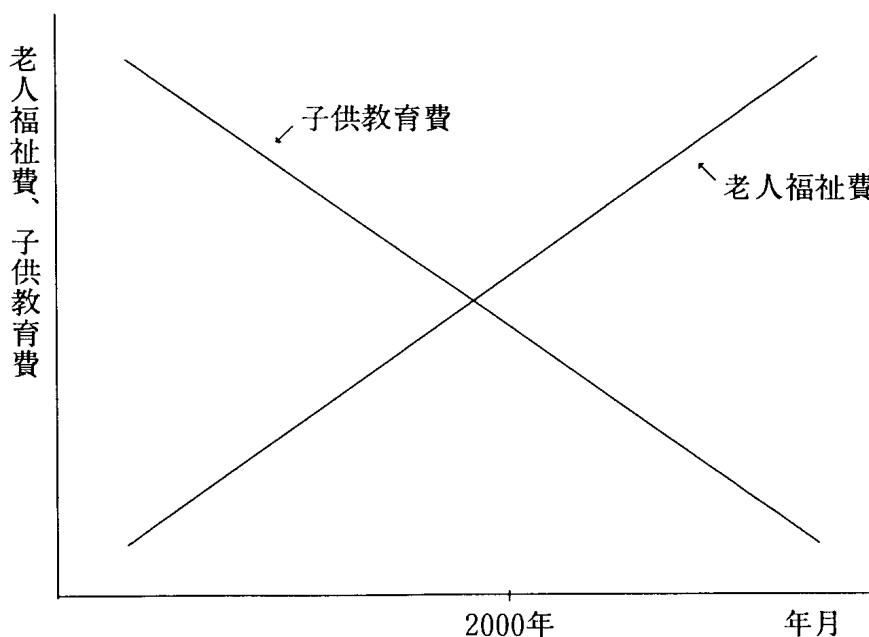
これまで年金制度だけを独立的にとりあげてきた。しかし、これは誤りで

ある。年金制度も日本経済全体のなかで見なければならない。「社会保障の危機」を叫ぶ人ほど、少子高齢化社会の高齢化の面からのみ財政（年金）を見ている。そうすれば悲観的にならざるをえない。たしかに社会保険と言えども保険なのであるから、収支均等の原則は大切であろう。

高齢化によって年金の額は急ピッチに増えていく。しかし、少子化によって子供教育費は日本全体で急速に減っていく。自民党が40入学級を25入学級へ変えることを、かたくなに拒否しているからである。教育学部を出ても教師になれない。多くいる定年退職教員（60歳定年）の補充をしないからである。

出生率は減をかさね、ついて1.34（東京都は1.0を切った）にまで落ちた。敗戦直後の第1次ベビー・ブームでは270万人の赤ちゃんが生まれていたのに、今や、年間113万人まで減ってしまっている。もっと減っていくだろう。

学校は空き教室ばかり目立つようになった。小・中・高校とも統廃校が進んでいる。先に、子供1人の大学までの教育費は2,500万円と書いたが、教育は金がかかる。その教育対象の子供数が急減しているのである。公立中・小



学校の教諭の入件費は国が2分の1、都道府県が2分の1、もっている。退職不補充、同和加配教員の撤廃によって、教員入件費は急激に減っているのである。

次に分りやすい図を書くが、年金を中心とした老人福祉費の急増を少子化による急減する教育費と相殺すれば、それで良いという視点が、社会保障研究者には全く無い。この相殺視点は、日本経済全体を考えるうえで、きわめて重要である。

すでに、15歳未満人口は65歳以上人口を下回っている。65歳の老人世帯は平均1,500万円の貯蓄をもっている。22歳の大学生は無一文である。大胆に「1人当たり教育費＝1当たり老人福祉費」と仮定すれば、この図は、もう交差点を右へ越していく、年金総額がいくらふえても、教育費総額はへっていくので、社会負担率は一定であることになる。老人福祉費総額＝教育費総額と考えなければならないのである。

私のまわりを見ても女性の非婚化はいちぢるしい。20年前、「女の最高の幸せは結婚ですか」という世論調査の回答に90%以上がイエスと答えていた。それが、今や、50%を切っている。少子化現象も高齢化現象と同じぐらい急ピッチに進んでいるのである。

教育費に金がかかりすぎる。家は狭い。日本の夫は育児や家事をほとんどしない。こういう条件が不变であるかぎり、女性が「自由な人間」＝非婚化を選択するのは当然といえよう。

以上の老人福祉費増を子供教育費減が相殺しつつあるというマクロ的視点は、今後の日本の財政構造変革に生かされるはずである。

その時、そういう視点に立ってこそ、社会保険の国庫（公的）負担増ということが合理化されうる。なぜなら、自民党は「野党は国庫負担割合を増やせ、と要求する。だが、その財源はどこにあるのか」という聞き慣れた返答に反論を出せるのである。

おわりに

ミレニアム年金改革を批判的にとりあげてきた。もちろん、評価できるところは評価してある。

ミレニアム年金改革を大改悪というのは、「年金が1,000万円以上も目減りする」という点に力点があるわけではない。一番悪い点は、65歳定年制の実現に対してなんの見込みなしに、それを労使の困難な交渉にまわし、65歳支給へ繰上げた点にある。

40歳から70歳までの雇用差別を禁止したアメリカの「年齢差別禁止法」とまでいかなくとも、せめて、政府が独自にできる公務員の65歳定年制法とセットして、提案しないで年金諸法を通過成立させた点に最大の問題があることを強調しておきたい。

ミレニアム（2000年）が、日本の社会保障の歴史において、記念すべき年となるというのは、①いかに問題をかかえているとはいえ、介護保険が2000年4月に発足したこと、②65歳定年制実現の見通しがないまま65歳年金支給開始を「見切り発車」し、1,000万円以上も年金を目減りさせてしまったことがある、と言えよう。

このままでは、21世紀は、社会保障の受難の時代になるであろう。

The Millennium Pension Reform

Noboru OGAWA

The new Millennium year was a memorial year in the history of Japanese social security. The purpose of this paper is to clarify the whole picture of the Millennium pension reform.

A good side is that Elderly Care Insurance started. A most bad side is that although there is no prospect for 65-year-old retirement age system, it was decided that pension pay can be drawn only after the age of 65.

The 21st century will be a severe period for Japanese social security.